

## 条 例 見 直 し 調 書

		作成年度	平成 21 年度
条 例 名	神奈川県立かながわ女性センター条例		
条 例 番 号	昭和 57 年神奈川県条例第 3 号	法 規 集	第 4 編第 1 章第 4 節
所 管 部 局 室 課	県民部人権男女共同参画課		
条 例 の 概 要	神奈川県立かながわ女性センター（以下「かながわ女性センター」という。）の設置、管理等に関し必要な事項を定めている。		
検 討	視 点	検 討 内 容	備 考
	必要性 〔現在でも必要な条例か。〕	かながわ女性センターは、女性の自立と男女のあらゆる分野への参画を促進し、もって男女共同参画の実現に寄与するための施設として現在でも設置する必要がある。地方自治法第 244 条の 2 第 1 項の規定に基づき、かながわ女性センターの設置及び管理に関し必要な事項を定めるものであり、必要な条例である。	
	有効性 〔現行の内容で課題が解決できるか。〕	かながわ女性センターは、女性の人材育成、調査研究、総合相談、ホール・宿泊室・会議室等の貸付けなど男女共同参画社会を推進するための事業に取り組んでおり、有効に機能している。	利用者数 H19 114,014 人 H20 113,789 人 センター使用料収入 H19 24,960,372 円 H20 25,525,837 円
	効率性 〔現行の内容で効率的といえるか。〕	警備や各種設備の管理業務など様々な業務を委託しており、効率的な運営を行っている。	
	基本方針適合性 〔県政の基本的な方針に適合しているか。〕	男女共同参画社会の形成の促進は、「あらゆる分野での男女共同参画社会の促進」を掲げる「神奈川県力構想」の「政策の基本方向」に適合するとともに、かながわ女性センターはかながわ男女共同参画プラン（第 2 次）の推進体制に位置付けられており、県の基本方針に適合している。	
	適法性 〔憲法、法令に抵触しないか。〕	地方自治法上の公の施設として必要な事項を定めている条例であり、憲法や男女共同参画社会基本法等関係法令に抵触しない内容である。	
	その他		
見 直 し 結 果	理 由	特 記 事 項	
	改正・廃止の必要はない。 改正・廃止を検討する。	現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では改正・廃止の必要はない。	平成 22 年 3 月策定予定の「かながわ女性センターのあり方について（仮称）」に掲げた取組みの方向を踏まえ、条例の改正についても必要な検討を行う。
次回見直し予定	平成 26 年度	見直し規定の有無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/>